

児童相談所の管轄区域に関する法令等〈抜粋〉

○ 「児童福祉法」(昭和 22 年法律第 164 号) の改正 (※1)

第 12 条第 2 項 (新設) 児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

(令和 5 年 4 月 1 日施行)

○ 「児童福祉法施行令」(昭和 23 年政令第 74 号) の改正 (※2)

(令和 5 年 4 月 1 日施行)

第 1 条の 3 (新設) 法第 12 条第 2 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

第 1 条の 3 第 1 号 <略> 児童相談所と市町村及び学校、医療機関その他関係機関とが相互に緊密な連携を図ることができるよう、管轄区域内の主要な関係機関等の利用者の居住する地域を考慮したものであること。

第 1 条の 3 第 2 号 児童相談所が児童虐待の予防及び早期発見並びに児童及びその家庭につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を適切に行うことができるよう、管轄区域における人口が、基本としておおむね 50 万人以下であること。

第 1 条の 3 第 3 号 管轄区域における交通事情からみて、<略> 通告を受けた場合その他緊急の必要がある場合において、速やかに当該通告を受けた児童の保護その他の対応を行う上で支障がないこと。

○ 「『児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令』の公布について (通知)」

(令和 3 年 7 月 21 日付厚生労働省子ども家庭局長通知)

- ・ 人口について (新令第 1 条の 3 第 2 号関係)

「『おおむね 50 万人』との規定は、<略> 管轄人口 20 万人から 100 万人までの範囲が目安となる趣旨であり、これを踏まえて積極的に管轄区域の見直しを検討されたいこと。<略>」

※1 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第 46 号) による

※2 「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」(令和 3 年政令第 209 号) による